

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。

会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



会員・読者の拡大にご協力ください

民商なんでも相談会



こんな時だからこそ組織拡大を！
東京では新規感染者数が連日の千人超え。新型コロナウイルス感染症拡大の勢いは、7月に入っても止まりません。ワクチンの接種状況も相変わらず低調で、この状況でのオリンピック強行開催が感染拡大に拍車をかけることが予想されます。

中小自営業者の営業と暮らしは相変わらず好転せず、協力金の支給も遅れていることから不安が広がっています。

こんな時だからこそ、組織拡大を進めて、行政や権力にモノをいうことができる強くて大きな春日井民商をつくる必要があります。

春日井民商では、協力金の申請や融資の相談、国税・市県民税・国保等の分納相談など、中小自営業者の立場に立つて親身に相談に乗っています。

会員・読者のみなさん、知り合いや友人等で、「困った！」という方がいたら、一人で悩まずに春日井民商まで相談するようにすすめてください。

愛知県感染防止対策協力金(6/21~7/11実施分)申請スタート

春日井市は7月2日で「まん延防止等重点措置」の区域から外れたため、6月21日~7月2日と7月3日~7月11日で要請内容が違い、協力金の金額も異なっています。申請の際は、以下の要請内容に沿った内容となっているか注意してください。申請のしかたがわからないという方はお気軽にお問い合わせください。

- ① 6月21日~7月2日
(要請内容) 営業時間は午後8時まで、酒類の提供は午後7時まで、カラオケ設備は自粛。⇒1日あたり3万円~
- ② 7月3日~7月11日
(要請内容) 営業時間は午後9時まで、酒類の提供可、カラオケ設備は自粛。⇒1日あたり2.5万円~

6/21~7/11 実施分の協力金の申請×切は9月3日(金)です。
(申請に必要なもの) 休業・時短の状況がわかるもの(写真等)

申請忘れはありませんか? ★4/20-5/31 実施分の×切は7月31日(土)、6/1-6/20 実施分の×切は8月20日(金)です。

インボイスをやめさせよう!

裏面に特集記事あり

2023年10月から導入されるインボイス制度について、今週の『民商だより』から、裏面に特集記事を毎週連載します。

インボイス制度の危険性を知り、署名などで周りにも知らせてインボイスを中止させる取り組みを強めましょう。

お盆期間の事務所の業務について

「東京オリンピック」強行開催に伴う祝日移動のため、お盆期間の事務所の業務時間も下記の通りとなります。ご注意ください。

8月7日(土)~9日(月・祝) 休業
8月10日(火)、11日(水) 通常業務
8月12日(木)~16日(月) 休業
お盆明けの通常業務は8月17日(火)からです。

好評につき再入荷
しましたが、残り
わずかです!

小豆島のそうめん

1.8 kg
2,200 円



〈インボイスをやめさせよう！①〉

2023年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式(インボイス)」制度。そもそもインボイスってなんなのか、この制度が始まるとどうなるのか？ そのねらいは？

インボイスは〈悪魔〉の制度

1、インボイスって何？

下の図にあるように、事業者の名前など6項目の内容を記載した「適格請求書」などにより、税額計算(とくに消費税計算)を行う制度です。

この「適格請求書」には今までにない「登録番号」(①)なるものの記載が義務づけられています。「登録番号」は税務署に申請をして通知される番号(13桁の番号がつけられます)です。免税事業者は「適格請求書」の発行義務がないので登録申請ができません。登録申請をして「登録番号」をもらうためには、消費税の課税業者にならざるをえないのです。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

② スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
* 軽減税率対象		お釣 ¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

2、「適格請求書」が出せないとどうなる

登録申請せず、「登録番号」がないため「適格請求書」が出せないとどうなるかが考えられるでしょうか。

ケース① 居酒屋での会話

会社の忘年会で常連さんが会計の時に「領収書下さい」といつものように大将にいいました。大将が「はい、領収書」と渡すと、常連さんが「登録番号の入ったやつ」下さいと。この居酒屋さんは免税事業者のため「登録番号」はありません。常連さんは「それが無いと経費にならないんだよね」。この日を境に常連さんは常連さんでなくなりました。

〈インボイスをやめさせよう！②〉に続く